

## 山梨県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、知事が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第48条から第50条まで及び第51条の27から第51条の29まで並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21から第21条の5の23まで及び第24条の15から第24条の17までの規定に基づき、自立支援給付対象サービス等（自立支援医療及び補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）並びに障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対して行う障害福祉サービス等の内容並びに自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費を除く。）並びに障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付（以下「自立支援給付費等」という。）の請求等に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等が実施する障害福祉サービス等の内容等について障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の21から第21条の5の23まで及び第24条の15から第24条の17までに定める行政上の措置に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を執ることを主眼とする。

### (監査対象となる障害福祉サービス事業所等の選定基準)

第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した情報

( 監査方法等 )

第 4 条 監査方法等は、次のとおりとする。

( 1 ) 事前調査

原則として、監査を実施する前に監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付等に係る費用請求書、帳簿書類その他必要と認める物件の提出を求め事前調査を行うとともに、必要と認められる場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等から障害福祉サービス等を受けた障害者及び障害児の保護者に対し聞き取りを行う。

( 2 ) 実地検査

知事は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入らせ、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

( 3 ) 実地検査の通知

県は、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者等に通知する。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

( 4 ) 出席者

実地検査に当たっては、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等が設置する事業所、施設等の責任者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて従業者又は関係者の出席を求める。

( 監査後の措置 )

第 5 条 監査後の措置は、次のとおりとする。

( 1 ) 行政上の措置

行政上の措置は、障害者総合支援法第 4 9 条及び第 5 1 条の 2 8 並びに児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 2 及び第 2 4 条の 1 6 に定める勧告、命令等又は障害者総合支援法第 5 0 条及び第 5 1 条の 2 9 並びに児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 3 及び第 2 4 条の 1 7 に定める指定の取消等の規定に基

づいて行うものとする。

ア 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項から第3項まで及び第51条の28第1項から第3項まで並びに児童福祉法第21条の5の22第1項から第3項まで及び第24条の16第1項から第3項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該指定障害福祉サービス事業者等は、勧告を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命令することができる。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く。）、第51条の29第1項及び第2項並びに児童福祉法第21条の5の23第1項各号及び第24条の17各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期限を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(3) 行政上の措置の通知

県は、行政上の措置を執ったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。

なお、行政上の措置に至らないと認められる場合には、山梨県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱の实地指導に準じた指導を行う。

(4) 経済上の措置

ア 県は、勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収を行うよう市町村を指導するものとする。

イ 県は、取消処分等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項並びに児童福祉法第57条の2第2項及び第4項の規定により、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、返還金の額に100分の40を乗じて得た額を市町村に支払わせるよう指導するものとする。

ウ 県は、返還の対象となった利用者又は扶養義務者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となった指定障害福祉サービス事業者等に当該利用負担額を利用者又は扶養義務者に返還するよう指導するとともに、該当する利用者又は扶養義務者あてにその旨を通知するよう指導する。

(監査結果の通知等)

第6条 県が監査を実施した場合は、その指定障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

(報告)

第7条 県は、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課へ報告する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。